

会員及び関係の皆様

NPO 法人 全国万引犯罪防止機構
(略称：万防機構) 事務局

「お問い合わせ＆ご相談」新設のお知らせ

拝啓 皆様には益々ご隆昌のこととお慶び申し上げます。日頃、当協会の活動にご理解とご協力をいただき、誠に有難うございます。

さて、この度、当機構の HP に「お問い合わせ＆ご相談」を新設いたしましたのでご案内させていただきます。※1 従来の「問い合わせ先」はアウトLOOKというソフトを起動しなければならず、設定や管理といった面でご不便をお掛けしておりました。その点を改善しました。※2 さらにデータは問い合わせ項目ごとの集計が可能であるため、推移が可視化できるようになりました。※3

なお、個人情報保護とプライバシーに配慮し、外部非公開とし、第三者提供及び共同利用は行いませんので、「お問い合わせ＆ご相談」にお気軽に問い合わせください。

今回の「お問い合わせ＆ご相談」の新設は、平成 28 年 3 月 11 日開催の 10 周年記念行事にて竹花理事長より、お示ししました「**万引問題をいつまでも現状にとどまらせることなく、これを解決するレールに乗せることにより、5 年後を目途に、万引被害額の減少傾向の定着化を図る**」ための第一歩のアクションとなります。※4

皆様のご活用及び多くの方々へのご紹介を何卒宜しくお願い申し上げます。

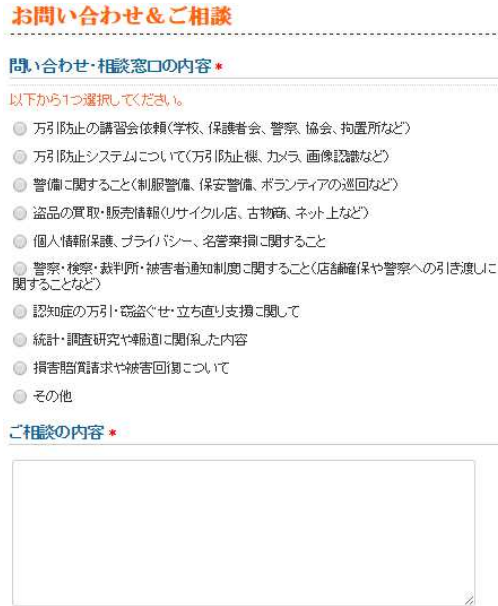
敬具

説明資料

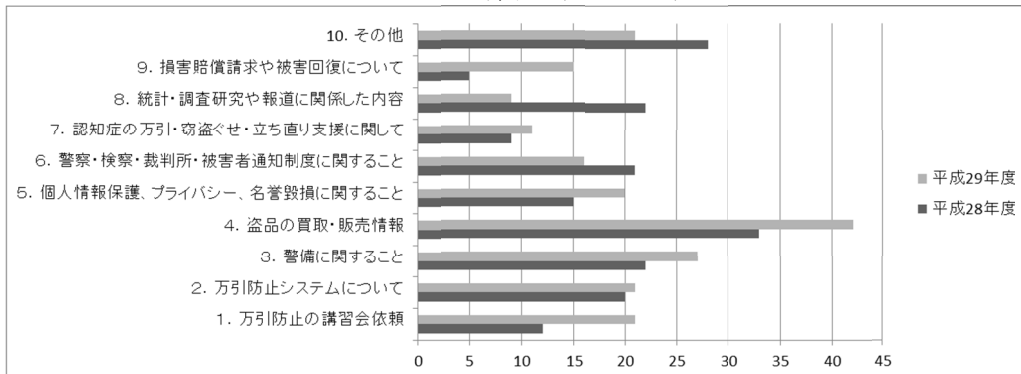
※1 HP 上の場所 (イメージ)



※2 入力画面 (イメージ)



※3 データ集計 (イメージ)



※サイトデザインや集計項目及びフォームは定期的に見直していきます。

※4

新たな活動への展開

当機構は、これまでの調査・研究、提言活動をさらに充実するとともに、自ら具体的な万引き防止活動の担い手となる、いわば万引き防止対策の実行体に脱皮していくことが必要である。そのためには、体制の強化、財政の充実等の課題を解決し、逐次その具体的活動を推進していきたい。

当機構は、今後、万引問題の情報の集積・分析・発信の拠点となるとともに、自ら必要な具体的な対策の立案・実施部隊となることを目指していきたい。そして、これを通じて、万引問題の解決に見通しを必ず付ける決意を表明したい。

今後の重点計画

このようなコンセプトに基づき、以下の点を重視して取り組みを進めたい。

(1) 万引被害、万引き犯人等に関する実態把握を充実する。小売業界ごとの被害の特性をも明らかにするとともに、犯人の常習性、動機等について万引きの防止上有効な分析にかなう情報の収集に努める。

(2) 被害者である小売業者の自衛策の強化方策のサポート活動を充実、強化する。被害店舗、業者の疑問、要望に一層迅速に対応するとともに、従業員の研修、万引されにくい店舗づくりのアドバイス、万引き防止に効果的なシステムの導入拡大に努力する。

(3) 万引き防止のため、関係小売店舗間での万引き被害、万引き犯人等に関する情報共有を進める仕組みを確立、普及する。これには、顔認証に関わる情報など個人情報に関わる情報を含んでいることから、人権に十分配慮した仕組みを確立するとともに、その慎重な運用を実現することに努める。

(4) 警察との連携強化を新たな観点で推進する。警察の対応能力に配慮して、万引被害の分析、重要な万引き犯の動きに関する情報、万引き常習者の情報等の提供を体系的に行う仕組みづくりを進める。

(5) 万引き被害品の処分先に関わる情報の収集・分析を強化し、また、ネットオークションを通じた処分に歯止めをかける取り組みを強化する。併せて、盗品識別を確実にするために、品物の個別識別番号の印字を推進する。

(6) 万引きによる小売店舗の民事上の損害が簡易に補てんできる仕組みを確立し、多くの被害者がこれを取り入れることができるようにする。

(7) 地域社会の万引き防止の取り組みの強化を促す。例えば、青少年の非行防止のため万引きの絶えない店舗を住民が自主的にパトロールするほか、高齢者の万引き防止を福祉的観点から取り組むなどの地域・社会の取り組みを広げる。

(8) 万引きの実態等について効果的な広報に努め、万引き問題への理解を広げる。

(9) 万引きに苦しむ諸外国の小売業者等との連携を深め、各国における万引き問題の現状、その防止対策の内容や課題等について情報・意見の交換を積極的に進める。

(10) これらの対策を有効に進めるために必要な法整備、例えば、犯罪抑止のために全国で策定されている、住民の安全・安心を確保するための条例と同様なものの策定を働きかける。これには、万引きに特有な上記 (3)、(5)、(6)、(7) 等に関する規定を盛り込むことが求められる。

